

令和4年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

令和4年6月1日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和4年 6月 1日

15日間

至 令和4年 6月15日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 同意第 1号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について

第10 議案第43号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1番 山崎裕二君

2番 伊藤康二君

3 番 居 谷 知 範 君
4 番 谷 口 勝 巳 君
5 番 東 まさ子 君
6 番 山 田 均 君
7 番 畠 中 清 司 君
8 番 山 崎 眞 宏 君
9 番 西 山 芳 明 君
10 番 隅 山 卓 夫 君
11 番 松 村 英 樹 君
12 番 森 田 幸 子 君
13 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町 長 畠 中 源 一 君
副 町 長 山 森 英 二 君
総 務 部 長 松 山 征 義 君
健 康 福 祉 部 長 中 尾 達 也 君
産 業 建 設 部 長 山 内 和 浩 君
企 画 情 報 課 長 堀 友 輔 君
総 務 課 長 田 中 晋 雄 君
財 政 課 長 山 内 明 宏 君
管 財 課 長 堀 内 浩 二 君
税 務 課 長 小 山 潤 君
住 民 課 長 久 木 寿 一 君
福 祉 支 援 課 長 岡 本 明 美 君
健 康 推 進 課 長 永 海 貴 子 君
子 育 て 支 援 課 長 木 南 哲 也 君
医 療 政 策 課 長 豊 嶋 浩 史 君
農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君

商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	保田利和君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山口知哉
書記	山本美子

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第126条の規定により、今会期中の会議録署名議員は、9番議員・西山芳明君、10番議員・隅山卓夫君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、承認第1号ほか5件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案理由説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

5月27日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会の報告が行われました。

議会広報広聴特別委員会には、議会だより第75号の発行をいただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付いたしております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しました。

あわせて、本日の本会議の収録データの編集、放映を依頼いたしましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和4年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、農繁期を迎え、田植え作業も無事に終わり、田んぼに満々と水が張られたその風景を目にしますと、秋に向かい京丹波の里が豊かになっていくことを感じているところでございます。

大きな災害等がなく、順調に作物が育ち、実りの時期を無事に迎えられることを切に願うものでございます。

さて、本年2月からウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの市民の方々が緊張と不安の中で過ごされております。本町では、「非核平和自治体宣言の町」として一刻も早いウクライナの停戦と、戦争や紛争のない平和な世界の実現に向けて、日本赤十字社が実施するウクライナ人道危機救援金の取組に賛同し、京丹波町社会福祉協議会とともに募金箱の設置を始めたところです。

また、終息の先行きが見えない新型コロナウイルス感染症につきまして、子どもも含めたワ

クチン接種が進んでいることなど、大型連休後の急激な新規感染者拡大もなく、重症者割合も低い状況が続いております。

本町におきましては、京都府の方針に沿って、換気や手指消毒など基本的な感染対策の継続と、正しいマスクの着用などと併せて、ワクチン接種につきましては、重症化予防の観点から、3回目接種から5か月を経過する60歳以上の方と、18歳以上59歳以下で基礎疾患等のある方を対象にした4回目接種の準備を進めているところでございまして、町民の皆様をはじめ議員各位には、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

このような状況下を考慮しながら、幸せのまち京丹波の実現に向けて、私の考え、思い、熱意を町民の皆様にご伝えしたいと考え、今年度の町政懇談会は町内3会場において開催する予定といたしております。徹底した感染予防対策を講じながら、町民の皆様と直接お会いし、目指すまちの将来像を語りたいと考えております。また、広く町民の皆様にご覧いただく町政の推進についてお伝えするために、その様子を自主放送番組に取りまとめ、放送していく予定といたしております。

今年度から、効率的で効果的に業務執行するため部長制をはじめとする組織改編を行いました。この2か月余りの間、新たな体制の中で、幸せのまちづくりのスタートアップ予算として編成した3つの柱に基づく各種施策の推進に積極的に取り組んでいるところであります。

まず、「健やかで幸せな食の町」では、町民の皆さんが日頃から運動・スポーツに親しむ機運を醸成することにより、健康寿命の延伸を図るため、健康福祉部と教育委員会の部局を越えた職員間の自主的なプロジェクトチームを設置し、健幸ウォーキングの歩数や町主催イベント等への参加状況に応じてポイントを付与するウェルネス京丹波ポイント事業を7月からスタートすることといたしております。

また、コロナ禍において、各地の公立病院をはじめとする地域医療機関の重要性が改めて見直される中、南丹医療圏唯一の地域包括医療ケア認定施設である京丹波町病院では、京都府や関係医療機関との連携、京都中部総合医療センターとの人事交流などを通じて体制強化を図っております。本年4月からは、総合内科を設置し、初めて受診される患者様や、体の調子がいつもと違うなど受診すべき診療科が分からない患者様などが受診していただきやすい取組や、常勤小児科医師の採用など地域密着型病院を目指し、町民の皆様が必要とされるかかりつけ病院としての確固たる基盤を整えてまいります。

次に、教育と子育ての町では、「人づくりは、まちづくり」を基本理念に、安心安全な教育環境の整備を進め、学びを育む京丹波町メソッドによる確かな学力の保障と京丹波町版コミュニティ・スクールによる地域と共に歩む学校づくりを進めてまいります。また、新たに

京丹波町民大学を6月12日に開講し、町民の誰もが生涯を通じて学ぶことができる機会を創出してまいります。

さらに、就学前教育・保育環境の統一とその環境充実を図ることを目指し、本年4月に開園した3つの認定こども園では、保育教諭の処遇改善の実施とともに、新たに創設した奨学金返還支援金交付事業を京都府内の養成校を訪問し、制度周知を図るなどさらなる人材確保に努めております。

「人のふれあいを感じる町」では、令和3年度に各区や消防団員の皆様にご協力いただき、平成30年3月以降慎重に検討してまいりました京丹波町消防団組織の再編を行い、本年4月から35部の新体制となりました。

本町といたしましても、消防団活動をあらゆる面から支援しながら、地域防災力の強化と災害に強い町の構築を進めてまいります。

また、新たに商工観光課に設置したプロモーション戦略室においては、町全体を商品として捉え、その価値を高めることを目指して、タウンプロモーションの先進地研究やソーシャルメディアを活用したまちの魅力発信などの取組により、移住施策や京丹波町観光協会と連動した事業展開を進めてまいります。

生活道路整備として取り組んでまいりました町道市場上ノ山線が昨年度末に竣工し、また畑川ダムと関連して整備を進めておりました町道235号線につきましては、昨年度末に南丹市側の工事が完成し、5月26日に全線供用開始となりました。

それぞれ関係者の皆様やご協力をいただきました地元区の皆様には、感謝を申し上げますとともに、今後は開設による利便性の向上と地域の活性化に期待するものであります。

最後に、令和3年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入139億8,000万円、歳出135億9,000万円、収支は3億9,000万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、3億6,000万円程度を見込んでおります。

また、公営企業会計を除く特別会計では、歳入55億9,000万円、歳出55億円となり、収支は9,000万円程度を見込んでおります。

今後も引き続き財政の健全化に取り組んでまいりますとともに、本町にある様々な強みを生かし、業務の見直しと整理、適正な予算執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第 5、請願の委員会付託》

○議長（梅原好範君） 日程第 5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務産建常任委員会に付託したので報告いたします。

《日程第 6、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第 1 1、議案第 4 4 号 令和 4 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第 6、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 1 1、議案第 4 4 号 令和 4 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）までの議案につきましては、本日は、提案理由説明のみとし、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第 6、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 1 1、議案第 4 4 号 令和 4 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うもの等、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

新築住宅等における固定資産税の軽減措置の対象となる工事内容が拡充されるなど、地方税法において改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、租税特別措置法の改正及び同法施行令等の一部を改正する政令の制定に伴い、本町関係条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

改正政令における過疎地域の特例に関する規定条項が改正されたことに伴い、本町条例の条項整理を行うものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課限度額について、医療給付費の基礎課税額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものです。

同意第1号 京丹波町質美財産区管理委員の選任につきましては、前委員のご逝去により、新たに質美財産区管理委員として、町内にお住まいの山内 均様を選任することについて同意をお願いしております。

山内氏は、豊富なご経験により、地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍されており、また、農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第43号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、個人町民税における住宅ローン控除の適用期間が延長されるなど、地方税法において改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額106億9,400万円に、今回1億9,309万円を追加し、補正後の額を108億8,709万円とすることをお願いしております。

初めに、民生費では、社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業に2,148万4,000円の計上をお願いしております。1月に議決いただいた住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯に対し、令和4年度の課税状況を活用したプッシュ型給付を行うものであります。

同じく民生費の児童福祉費では、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に849万円の計上をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯特別給付金の給付を行うものであります。

また、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業、子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）支給事業にそれぞれ40万円の計上をお願いしております。令和3年度の国庫支出金の精算に伴う返還金が発生するものであります。

次に、衛生費では、予防費の新型コロナワクチン予防接種事業に5,322万円の計上を

お願いしております。新型コロナウイルスワクチンの円滑な追加接種を行うものであります。

次に、商工費につきまして、商工振興費では、京丹波町スーパープレミアム商品券事業に1億円の計上をお願いしております。長期化するコロナ禍及び今般の国際情勢の変化に伴う物価高騰等により、町民の皆様の購買意欲の低下、また、町内事業者の皆様におかれましても、燃料費等の高騰による固定費の支払いが重なり、経営環境は厳しい状況にあります。そういった状況を踏まえ、町内での消費喚起や地域経済の循環を促進し、町民の皆様の生活支援と地域商工業の活性化を図ることを目的として、30%プレミアム付き商品券の発行を行うものであります。

また、観光費では、京丹波まるごと交流型観光推進事業に809万6,000円の計上をお願いしております。豊富な森林資源を有効活用し、田舎でしか味わえない森林での癒し・遊び・学べる体験ツアー事業を創出し、地域活性化と観光認知を広げるものであります。

次に、教育費では、学校給食費の学校給食事業に100万円の計上をお願いしております。長期化するコロナ禍及び今般の国際情勢の変化に伴う物価高騰等の中にあっても、食育の推進、安全な学校給食提供の観点から、引き続き、地場産品や国産物の食材料等の使用を図るものであります。

次に、歳入でございます。

まず、国庫支出金に1億8,697万5,000円を計上しております。主なものとしたしまして、衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として3,417万8,000円、総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金として9,773万9,000円、民生費国庫補助金では、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金として2,148万4,000円を計上しております。

また、諸収入には、コロナワクチン接種費等として13万8,000円の計上をお願いしております。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から597万7,000円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は、日程順にお願いいたします。

小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の地方税法の改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、公布された改正地方税法は、令和4年度税制改正大綱を受け、現下の経済情勢を踏まえ、土地に係る固定資産税の負担調整、個人住民税の住宅借入金等特別控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理・合理化など、税制上必要な措置が講じられるところであり、ります。

今回の町税条例の改正案につきましては、これら地方税法において改正された内容に基づき、施行期日を令和4年4月1日とする必要のある内容について専決処分として措置させていただきました。そのほかの施行日の分につきましては、議案として上程させていただき、必要な整理をお願いするものであります。

それでは、承認第1号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

町税条例の改正の内容につきましては、その概要を新旧対照表によりご説明を申し上げます。

最初に、新旧対照表1ページからご覧ください。

まず、1ページから2ページ、第48条につきましては、法改正に伴い適用条文の項ずれが生じたため、所要の整理を行うものであります。

次に、2ページ、第73条の2につきましては、法改正に伴いDV被害者等の住所表記について、所要の整理を行うものであります。

次に、2ページから3ページ、第73条の3につきましては、先ほどと同様の改正でございます。所要の整理を行うものであります。

次に、3ページから4ページ、附則第10条の2につきましては、地方税法の改正により、総務省令で定めるものの割合を改めるものであります。

以下、第3項から第12項につきましては、改正に伴い項ずれの整理を行うものであります。

第13項につきましては、法改正におきまして新設されました貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定を第13項に追加を行うものであります。

第14項、第15項につきましては、第13項の追加に伴い項ずれの整理を行うものであります。

次に、4ページから5ページ、附則第10条の3につきましては、地方税法の改正により、外壁や窓などを通して熱の損失防止に資する一定の改修工事が行われた住宅、及び同改修に

より認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減免措置について、工事内容も拡充されたことから文言の整理を行うものでございます。

次に、5ページから6ページ、附則第12条につきましては、地方税法附則第18条第1項の規定により、固定資産税の負担調整措置として、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とすることから所要の文言整理を行うものであります。

以上をもちまして、承認第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第2号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、租税特別措置法の改正及び施行令の一部改正する政令の制定に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、施行期日を令和4年4月1日とすることから措置させていただきますものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページ、第2条につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、翌日の令和4年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

改正内容は、保険税の課税限度額の見直し等を行うもので、具体的には、新旧対照表により説明いたします。

3枚目の横長の表をご覧ください。

まず、第2条第2項です。医療給付費の基礎課税額について、限度額を63万円から65万円に引き上げるものであります。

次に、第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額について、限度額を19万円から2

0万円に引き上げるものであります。

なお、当初予算算定時の状況からの試算となりますが、限度額の引上げに伴い限度額を超える世帯は、医療費給付分は20世帯から19世帯となり、保険税の増額分は約38万円。後期高齢者支援金分は14世帯から12世帯となり、保険税の増額分は約13万円となります。

次に、第23条第1項、ここでは、国民健康保険税の7割、5割、2割の低所得者軽減を規定しておりますが、65万円と次のページの20万円は、先ほど申し上げました課税限度額の引上げに関連するものであります。

附則第4項につきましては、改正箇所にアンダーラインを引いているところではありますが、その前の行に書いてあるとおり、第23条第1項の規定の適用について定めているものであるため、現行では同条中、つまり第23条中としておるものを同項中として、第23条第1項を指すように文言の整理をするものであります。

以上、補足説明といたします。

承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中野竜二君） 同意第1号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について、補足説明を申し上げます。

京丹波町財産区管理会条例第3条の規定により、京丹波町質美財産区管理委員を選任することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、委員に欠員が生じたため、後任の委員を選任するものでございます。

なお、経歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 議案第43号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分とさせていただいたところでございます。今回は、それ以外の部分についてご提案をさせていただく

ものでございます。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、第1条関係、新旧対照表1ページからご覧ください。

第18条の4につきましては、不動産登記法が改正され、DV被害者の住所に代わる事項を記載するなどの改正が講じられ、所要の整理を行うものであります。

次に、1ページから2ページ、第33条につきましては、法改正に伴い特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得割の課税標準について、確定申告書の記載によって課税方式を一致させることとする所要の整理を行うものです。

次に、2ページから3ページ、第34条の9につきましては、先ほどと同様の改正でございまして、特定配当等の税額控除について確定申告書の記載によって行うものとする所要の整理を行うものでございます。

次に、3ページから4ページ、第36条の2につきましては、法改正に伴い給与所得者または公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整備することとする改正に伴い、併せて項ずれ等の整理を行うものでございます。

次に、4ページから5ページ、第36条の3につきましては、省令の整備に伴う文言の整理を行うものでございます。

次に、5ページ、第36条の3の2につきましては、法令改正に伴い給与所得者の扶養親族等の申請書について、記載事項に配偶者氏名を追加することから所要の整理を行うものでございます。

次に、5ページから6ページ、第36条の3の3につきましては、法改正に伴い公的年金等受給者は配偶者及び扶養親族を有する者について、申告書に特定配偶者氏名を追加することから所要の整理を行うものでございます。

次に、6ページから7ページ、第53条の7につきましては、省令改正に伴い特別徴収税額納入の義務等について所要の整理を行うものでございます。

次に、7ページ、第73条の2につきましては、不動産登記法が改正され、DV被害者の住所に代わる事項を記載するなどの改正が講じられ所要の整理を行うものでございます。

次に、第73条の3につきましては、先ほどと同様の改正でございまして、所要の整理を行うものでございます。

次に、7ページから8ページ、附則第7条の3の2につきましては、法改正に伴い住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられ所要の整理を行うものでございます。

次に、8ページ、第16条の3につきましては、申告分離課税について確定申告書に適用がある場合に限り、町民税に適用することとする改正に伴い所要の整理を行うものでございます。

次に、9ページ、附則第17条の2につきましては、法改正に伴い引用条項の削除により所要の整理を行うものでございます。

次に、9ページから10ページ、附則第20条の2につきましては、特例適用利子等において、確定申告書に適用がある場合に限り、町民税に適用することとする改正に伴い所要の整理を行うものでございます。

次に、10ページから11ページ、附則第20条の3につきましては、条約適用利子等において確定申告書に適用がある場合に限り、町民税に適用することとする改正に伴い所要の整理を行うものであります。

次に、11ページから12ページ、附則第25条につきましては、さきにご説明しました附則第7条の3の2の改正に伴いまして削除するものであります。

次に、2条関係でございます。

1ページ、第36条の3につきましては、さきにご説明しました第1条関係のうち、第36条の3の3第1項の改正規定中の扶養親族について文言の整理を行うものでございます。

続きまして、附則第2条につきましては、適用条項の整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第44号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出から、事項別明細書の7ページから8ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業に2,148万4,000円の計上をお願いするものであります。1月の臨時議会で議決いただきました住民税非課税世帯等に対し1世帯10万円を給付する事業でございますが、家計急変により受給資格があるにもかかわらず申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税状況を活用したプッシュ型の給付を行うものであります。支給対象世帯につきましては、210世帯を見込んでおります。

歳出の内容につきましては、18節、負担金、補助及び交付金に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として2,100万円を、併せて、業務に必要な事務経費として需用費

に20万円及び役務費に9万円を計上するとともに、負担金、補助及び交付金にシステム改修負担金19万4,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、全額国庫支出金の子育て世帯等臨時特別支援事業補助金を充当いたしております。

次に、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業として849万円の計上をお願いするものであります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して生活支援を行う観点から、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯を対象に、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給するものであります。

歳出の内容といたしまして、給付金につきましては、国から示されました算出方法により支給対象児童数を153人と見込み、18節、負担金、補助及び交付金に子育て世帯特別給付金として765万円を計上しております。

また、事務費として需用費に58万2,000円及び役務費に14万8,000円を計上するとともに、負担金、補助及び交付金にシステム改修負担金11万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、全額国庫支出金の子育て世帯生活支援特別給付金を充当いたしております。

同じく、1目、児童福祉総務費では、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業、子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）支給事業にそれぞれ40万円の計上をお願いするものであります。令和3年度に実施した18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付分でございますが、令和3年度の国庫支出金の精査に伴い、それぞれ8名分40万円の返還金が発生するものであります。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係りますワクチン接種の4回目の追加実施に伴い、円滑な接種業務の推進確保に向け、新型コロナワクチン予防接種事業として5,322万円の増額をお願いするものであります。対象者としましては、3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳から59歳の基礎疾患を有する方で、本町の対象者としましては、現時点では6,500人を見込んでおります。

主な歳出の内容といたしましては、7節、報償費では、医師等報償として1,153万4,000円の計上をお願いするものです。医師及び看護師並びに保健師に対してそれぞれ合計30回分の従事回数を計画しております。

12節、委託料では、予防接種業務委託料として3,822万4,000円の計上をお願いするものです。集団接種会場設置運営管理委託に1,620万円、また、接種体制確保に向けた接種券等の発送及びコールセンターの業務委託に1,371万7,000円などを計上しております。

また、13節、使用料及び賃借料では、自動車等借上料として206万9,000円の計上をお願いするものであります。集団接種会場への巡回バスとして3地区各4台の運行に必要な経費について計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金合計5,308万2,000円、諸収入13万8,000円を充当いたしております。

次に、7ページから10ページにわたりますが、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費では、京丹波町スーパープレミアム商品券事業として1億円の計上をお願いするものであります。30%プレミアム付き商品券を発行し、現下の物価上昇の影響を緩和し、個人の購買力増加や商工業の活性化を図るものであります。1冊1万3,000円分の商品券を1万円で販売するもので、発行総額は3億9,000万円であり、販売総額は3億円、プレミアム分が9,000万円となります。

歳出の内容といたしましては、プレミアム分及び商品券印刷等の事務費分について事業運営を行う京丹波町商工会に対しまして、18節、負担金、補助及び交付金に事業補助金として9,700万円を計上し、併せて取扱店舗一覧を記載したチラシ作成経費につきまして、需用費に270万円及び役務費に30万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を充当いたしております。

次に、9ページから10ページ上段の3目、観光費では、京丹波まるごと交流型観光推進事業として809万6,000円をお願いするものであります。京丹波町の83%を占める森林を有効活用し、森林に特化したツアー造成を実施し、町内活性化と森林自然のイメージ認知につなげていくものであり、具体的には、夏休み期間を中心に京丹波の森林でのカブトムシ捕りやたき火体験といった森の暮らし体験を実施し、遊び・癒し・学びを深めていくためのツアーメニューの造成とモニターツアーを実施するものであります。それらに係る経費として、委託料に観光資源開発委託料として809万6,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地域の稼げる看板商品創出事業補助金を充当いたしております。

次に、10款、教育費、7項、学校給食費、1目、学校給食費の学校給食事業につきまし

ては、長期化するコロナ禍及び今般の国際情勢の変化に伴う物価高騰等の中にあっても、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食が実施されるよう賄材料費を増額するものであります。京都府教育委員会から決定通知のありました毎回給食に提供される牛乳の保護者負担額が約2%上昇しておりますので、その上昇率を使用し、賄材料費に100万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、全額国庫支出金の地方創生臨時交付金を充当いたしております。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページをお願いいたします。

初めに、16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金では、1節、保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金に3,417万8,000円を、また、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金では、1節、保健衛生費補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に1,890万4,000円の計上をお願いしております。

また、5ページ下段の22款、諸収入、5項、雑入、5目、雑入、2節、雑入では、コロナワクチン接種費等として、京丹波町民以外の方が接種を受けた場合の住所地外の接種収入13万8,000円を計上しております。それぞれ新型コロナワクチンの4回目追加接種に取り組む経費の財源として計上をお願いするものでございます。

次に、戻っていただきまして、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、1節、総務費補助金の地方創生臨時交付金に9,773万9,000円を計上しております。京丹波町スーパープレミアム商品券事業及び学校給食事業の財源として計上するものです。

同じく、国庫補助金の2目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に2,148万4,000円を計上しております。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の財源として計上するものです。

同じく、2節、児童福祉補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金に849万円を計上しております。子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の財源として計上するものでございます。

また、7目、商工費国庫補助金、1節、商工費補助金の地域の稼げる看板商品創出事業補助金に618万円を計上しております。京丹波まるごと交流型観光推進事業の財源として計上するものでございます。

最後に、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金では、財政調整

基金繰入金として597万7,000円を計上しております。今回の補正予算に必要な歳出額に対する財源調整を図るものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、6月3日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

なお、この後、委員会室におきまして、議会広報広聴特別委員会を開催いたします。

委員の皆様には、大変ご苦労さまですが、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午前 9時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 西山芳明

〃 署名議員 隅山卓夫